

達成度：R5.3.31 の自己評価

- 5 目標を完全に達成した。
- 4 目標を概ね達成した。
- 3 目標を一部達成した。
- 2 目標をほとんど達成できなかった。
- 1 目標をまったく達成できなかった。

農業委員会事務局の目標（令和4年度）自己評価書

農業委員会事務局長 古川 洋夫

個別事業とその目標	達成度	目標達成の効果又は達成できなかった理由等
<p>1 農地法等による農地の利用の適正化</p> <p>農地法等による権利移動や転用制限の適正な執行を図る。また、農業委員、農地利用最適推進委員による農地パトロールを随時行い、違反転用の発見に努めるとともに、農地の利用状況の調査を行う。</p>	4	<p>総会の開催9回（総会開催日農地パトロール9回実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法の許可件数 3条（農地の売買等）8件、4条（自己転用）1件、5条（所有権移転等を伴う転用）9件、農業経営基盤強化促進法による答申25件、その他届出等8件 ・委員、推進委員による農地パトロールの実施168回 ・事務局による農地パトロールの実施149回 ・利用状況調査 7～9月 ・違反転用発見是正 0件
<p>2 農地等の利用の最適化の推進</p> <p>農業委員会の業務が「農地等の利用の最適化の推進」が任意業務から必須業務に位置づけられたことから、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「耕作放棄地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」を推進する。</p>	3	<ul style="list-style-type: none"> ・7月農業委員会総会時に農業委員、推進委員に対し、令和4年度利用状況調査に向けた耕作放棄地の発生防止・解消についての説明会を実施。 ・農業委員、推進委員の利用状況調査結果を基に事務局で遊休農地所有者に対し利用意向調査を実施。

<p>3 農地中間管理機構の活用による担い手への農地集積</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員と連携を密にし、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を促進する。</p> <p>チャレンジ目標</p> <p>再生不可能な農地（登記地目）について、農業委員会総会において非農地判断を行い、所有者に対し、地目変更登記申請を促す。</p> <p>なお、総会において非農地判断を行った場合、町固定資産税担当課及び法務局に非農地判断を行った旨、通知を行う。</p>	<p>3</p> <p>4</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口で農地中間管理機構を通じた貸借についての案内を掲載。また、通常の貸借期間終了に併せて農地中間管理機構活用に関する案内を同封。 ・総会の開催に併せて計4回非農地判断を実施し、結果を所有者に通知した（14筆、12,770㎡）。また、非農地判断を実施した地番について町固定資産税担当課及び法務局に通知した。
--	-------------------	--